

請求の範囲

- [請求項1] 靴の履口から靴内に挿入可能なオゾン発生体と、オゾン発生体の表面に取り付けられ且つ上記オゾン発生体と一体に靴内に挿入可能な筐体とを備えるシューズクリーナであって、
- 上記オゾン発生体を、表面が上記筐体の底部に取り付けられたシート状の基材と、表面がこの基材の裏面に貼り付けられ、1対の電極の少なくとも一方の電極が誘電体で被覆され且つ少なくともこの誘電体が高分子樹脂によって形成された電極シートとで形成し、
- 上記筐体内に、オゾンを発生させるために必要な電圧を上記電極シートの1対の電極に供給可能な電圧供給部を収納した、
- ことを特徴とするシューズクリーナ。
- [請求項2] 請求項1に記載のシューズクリーナにおいて、
- 上記電極シート又は基材の少なくとも一方を、フレキシブルな素材で形成した、
- ことを特徴とするシューズクリーナ。
- [請求項3] 請求項1又は請求項2に記載のシューズクリーナにおいて、
- 上記電極シートの誘電体は、誘電率3以上で且つ絶縁破壊電圧15 kV/mm以上の高分子樹脂で形成されている、
- ことを特徴とするシューズクリーナ。
- [請求項4] 請求項1ないし請求項3のいずれかに記載のシューズクリーナにおいて、
- 上記基材は、ヤング率が40 MPa以下の素材で形成されている、
- ことを特徴とするシューズクリーナ。
- [請求項5] 請求項1ないし請求項4のいずれかに記載のシューズクリーナにおいて、
- 上記オゾン発生体の裏面に、オゾン発生体裏面と靴底との距離を10 mm以下に保持するためのスペーサを設けた、
- ことを特徴とするシューズクリーナ。

- [請求項6] 請求項5に記載のシューズクリーナにおいて、
 上記スペーサは、上記電極シートの裏面に突設された高さ10mm以下の突起物である、
 ことを特徴とするシューズクリーナ。
- [請求項7] 請求項5に記載のシューズクリーナにおいて、
 上記スペーサは、上記電極シートの裏面に取り付けられた厚さ10mm以下の網状体である、
 ことを特徴とするシューズクリーナ。
- [請求項8] 請求項1ないし請求項4のいずれかに記載のシューズクリーナにおいて、
 上記オゾン発生体の断面形状を波形に形成した、
 ことを特徴とするシューズクリーナ。
- [請求項9] 請求項8に記載のシューズクリーナにおいて、
 上記オゾン発生体の波形の高さを、10mm以下に設定した、
 ことを特徴とするシューズクリーナ。
- [請求項10] 請求項1ないし請求項9のいずれかに記載のシューズクリーナにおいて、
 上記オゾン発生体に、基材と電極シートとを表面側から裏面側に貫通する複数の孔を設けた、
 ことを特徴とするシューズクリーナ。
- [請求項11] 請求項1ないし請求項10のいずれかに記載のシューズクリーナにおいて、
 上記電極シートにおける1対の電極は、それぞれ櫛歯状に形成され、これら1対の電極の櫛歯同士が、一定間隔を保って、噛み合っている、
 ことを特徴とするシューズクリーナ。
- [請求項12] 請求項1ないし請求項10のいずれかに記載のシューズクリーナにおいて、

上記電極シートにおける 1 対の電極の一方の電極を、上記誘電体内部に収納し、多数の孔を有した他方の電極又は櫛歯状の他方の電極のいずれかを、当該一方の電極に対向させた状態で、上記誘電体上に配設した、

ことを特徴とするシューズクリーナ。

[請求項13]

請求項 1 ないし請求項 1 2 のいずれかに記載のシューズクリーナにおいて、

上記オゾン発生体の形状を、靴の中敷きの全体形状又は中敷きのつま先側部分の形状のいずれかの形状に設定した、

ことを特徴とするシューズクリーナ。